

## 相模原商工会議所小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小規模事業者に対し支援を行うことにより、市内産業の発展及び振興を図ることを目的として、相模原商工会議所小規模事業者経営改善資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)の交付に関して必要な事項を定める。

(受給資格者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 相模原商工会議所(以下「商工会議所」という。)の推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が中小企業者を対象に行う小規模事業者経営改善資金(以下「マル経融資」という。)の融資を受けた者であること。ただし、初回約定利払日が令和6年12月31日以前の融資を受けた者に限る。
- (2) 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者(個人にあっては1年以上継続して市内に在住している者)であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該年の途中で市外へ異動した者も含むものとする。

(交付の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する受給資格者には、利子補給金を交付しない。

- (1) マル経融資を資金の用途に従って使用しないもの。
- (2) マル経融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したもの。
- (3) 市民税を完納していないもの。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交付することが適当でないと認められるもの。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、マル経融資に係る約定利子(以下「約定利子」という。)のうち、毎年1月1日から同年12月31日までの間に公庫へ支払った約定利子の100分の50を上限とし、予算の範囲内の額とする。ただし、令和2年4月1日から令和4年3月31日までにマル経融資の融資を受けた者については、毎年1月1日から同年12月31日までの間に公庫へ支払った約定利子の100分の30を上限とし、予算の範囲内の額とする。

2 前項の規定により算出した額に、千円未満の端数が生じたときは、当該端数を

切り捨てるものとする。

- 3 第2条第3号に該当するものについては、第1項に規定する期間を毎年1月1日から異動した日までとする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給金の交付を受けることができる期間は、約定利子の支払の1回目から12回目までとする。ただし、令和2年4月1日から令和4年3月31日までにマル経融資の融資を受けた者にあつては、約定利子の支払の1回目から24回目までとする。

(利子補給金の交付の申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする受給資格者は、2月末日までに相模原商工会議所小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、必要書類を添えて商工会議所に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、実績報告を兼ねるものとする。

3 商工会議所は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する期日を変更することができる。

(届出書の提出)

第7条 受給者は、利子補給金の交付を受けている期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、商工会議所に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは氏名(法人にあつては、所在地、名称又は代表者)又は主たる業務の変更があつたとき。

(2) マル経融資の融資条件の変更があつたとき。

(3) マル経融資の対象となる事業を廃業したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、商工会議所が必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工会議所が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行し、令和7年1月1日から適用する。